

○大野城市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱（平成16年12月1日企管要綱第1号）

○大野城市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱

平成16年12月1日企管要綱第1号

大野城市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱

ディスポーザ・キッチン排水処理システムの取扱いに関する要綱（平成10年企管要綱第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の適切な設置及び維持管理が行われるよう、大野城市下水道条例（昭和52年条例第26号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、システムの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）システム 生ごみを粉砕するディスポーザ、粉砕されたものを搬送する排水配管部及び搬送されたものを処理する処理装置の排水処理部とで構成されており、社団法人日本下水道協会が定めるディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（以下「基準（案）」という。）に適合する評価を受けたものをいう。
- （2）メーカー システムについて、基準（案）に適合する評価を受けたものをいう。
- （3）使用者 システムを使用して、その排水を公共下水道に排除し、システムの維持管理に関して最終的に責任を負う者をいう。
- （4）専門の維持管理業者 施設の機器等の構造について熟知し、専門的な知識及び高度の技術力をもって事業を行う者をいう。

（確認申請）

第3条 システムを設置する工事を行う者は、条例第5条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、あらかじめその計画が法令等の規定に適合するものであることについて、管理者の確認を受けなければならない。

- （1）ディスポーザ排水処理システム設置等届出書（様式第1号）
- （2）基準（案）適合評価書の写し
- （3）システムの仕様書
- （4）誓約書（様式第2号）
- （5）維持管理計画書（様式第3号）
- （6）システムの維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約等確約書（様式第4号）
- （7）使用者承継確約書（様式第5号）
- （8）設置場所位置図
- （9）その他管理者が必要と認める書類

2 前項により確認を受けた者は、当該確認を受けた事項を変更しようとするときは、その変更について、ディスポーザ排水処理システム設置等届出書（様式第1号）により管理者に届け出なければならない。

（工事の施行）

第4条 前条の工事は、大野城市下水道排水設備指定工事店等に関する規程（平成12年企管規程第1号）第3条の規定により指定を受けた指定工事店が行う。

（工事完了の届出）

第5条 システムの設置の工事を行った者は、その工事が完了したときは、工事完了の日から5日以内に管理者に届け出なければならない。

（使用開始等）

第6条 システムの使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、使用者は、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。届け出にかかる事項を変更しようとする場合も同様とする。

（使用者の変更）

第7条 使用者の変更があったとき、新たに使用者となった者は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(使用者に対する指導)

第8条 管理者は、システムの適切な維持管理の確保のため、使用者に対し、次に掲げる事項について指導するものとする。

(1) システムに関して、次に掲げるとおり、点検及び整備を行うこと。

ア ディスポーザの点検・整備を必要に応じて行うこと。

イ 粉碎された生ごみ及び処理した水を搬送する排水配管の配管内の点検及び清掃を年1回以上行うこと。

ウ 排水処理部の水質点検を月1回以上、処理水質項目の水質検査を年1回以上行うこと。ただし、システムの設置後における水質検査が困難なものについては、適合評価時の耐久性、耐摩耗性等を有する試験結果、及び年1回以上の保守点検をもって、水質が維持されているものとみなす。

エ 発生した汚泥の引抜きを年に1回行うこと。

(2) 前号アからエまでの事項を履行するため、専門の維持管理業者と業務委託契約を締結すること。

(3) 前号の専門の維持管理業者が行う点検及び整備に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。

2 管理者は、システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者に対し、維持管理に関する資料の提出を求め、又は立入検査等を行う等の措置を講じることができる。

(メーカーに対する指導)

第9条 管理者は、システムの適切な維持管理の確保のため、メーカー並びにシステムを設置した住宅等の建設業者及び販売業者に対し、次に掲げる事項について指導するものとする。

(1) 使用者に対し、前条第1項各号に掲げる事業を遵守する責務があることを説明し、その理解を得ること。

(2) 管理者が必要に応じて行う維持管理に関する立入検査等に協力すること。

(承継)

第10条 システムを設置した建築物を譲り受け、又は借り受けた者は、システムを適切に維持管理することの地位を承継する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、システムの取扱いに関して必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。